

平成21年10月16日  
株式会社日本政策金融公庫

## 平成22年度 日本政策金融公庫 予算概算要求について

日本公庫は、10月15日、平成22年度予算の概算要求書を財務省に提出しました。概要は以下のとおりです。

### [平成22年度事業規模]

#### 【出融資・証券化支援業務】

(単位：億円)

業 務	22年度概算要求	21年度当初計画
国民一般向け業務	32,403	55,033
農林水産業者向け業務 (融資業務)	3,300	3,100
(証券化支援業務)	56	82
(出資業務)	10	—
中小企業者向け業務 (融資業務)	23,000	24,400
(証券化支援買取業務)	751	751
(証券化支援保証業務)	280	420
(売掛金債権証券化等支援業務)	500	500
国際協力銀行業務	13,500	12,500

#### 【信用保険等業務】

(単位：億円)

業 務	22年度概算要求	21年度当初計画
信用保険等業務 (中小企業信用保険)	154,198	276,568
(破綻金融機関等関連特別保険等)	660	660
(信用保証協会に対する貸付)	240	240

#### 【危機対応円滑化業務】

(単位：億円)

業 務	22年度概算要求	21年度当初計画
危機対応円滑化業務 (ツーステップローン)	29,120	30,000
(損害担保)	11,854	19,484
(利子補給)	0.033	2

参考資料：出融資業務にかかる要求のポイント

## 【国民一般向け業務】

<p>現行の経済対策により実施している施策の継続</p>	<p>▼「セーフティネット貸付の特例措置の継続」 ⇒ 「業況が悪化している者」への貸付利率を0.3%引下げ。 「雇用を維持・拡大する者」への貸付利率を0.1%引下げ。 等</p> <p>▼「経営改善貸付・生活衛生改善貸付の特例措置の継続」 ⇒ 貸付限度額の引上げ（1,000万円→1,500万円）。 等</p>
<p>地域資源の活用を支援する融資</p>	<p>▼「新事業活動促進資金の拡充」 ⇒ 『地域資源』を活用して新たな事業を行う小企業」を貸付対象に追加（特別利率A）。</p>
<p>地域活性化を支援する融資</p>	<p>▼「企業活力強化資金の拡充」 ⇒ 「地域の活性化に取り組む商店街（地域商店街活性化法に基づく事業計画を作成した商店街）において事業を営む小企業」を貸付対象に追加（特別利率C）。</p> <p>▼「地域活性化・雇用促進資金の拡充」 ⇒ 「国又は地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組む小企業で、国又は地方公共団体が認めた事業を営むもの」を貸付対象に追加（特別利率A）。</p>
<p>新製品の市場化等に取り組む製造業者を支援する融資</p>	<p>▼「企業活力強化資金の拡充」 ⇒ 「試作品の開発、新製品の市場化に取り組む小企業（製造業）」を貸付対象に追加（特別利率A）。</p>

## 【農林水産業者向け業務】

<p>新作物・新技術の導入等のチャレンジ性のある取組を行う農業者を支援</p>	<p>▼「農業改良資金助成法」に基づく計画認定を受けた農業者に対する農業改良資金の融通について、貸付業務の主体を都道府県から公庫に移管。</p>
<p>農山漁村の活性化への取組を支援</p>	<p>▼改正後の「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づき農山漁村地域の活性化に取り組む「地域マネジメント法人」(仮称)に対する新たな出資制度を創設。</p>

## 【中小企業者向け業務】

<p>現行の経済対策により実施している施策の継続</p>	<p>▼「セーフティネット貸付の特例措置の継続」 ⇒ 「業況が悪化している者」への貸付利率を0.3%引下げ。 「雇用を維持・拡大する者」への貸付利率を0.1%引下げ。 等</p>
<p>新製品の市場化等に取り組む製造業者を支援する融資</p>	<p>▼「企業活力強化資金の拡充」 ⇒ 「試作品の開発、新製品の市場化に取り組む者」を貸付対象に追加（特別利率①）。</p>
<p>地域活性化を支援する融資</p>	<p>▼「企業活力強化資金の拡充」 ⇒ 「地域の活性化に取り組む商店街（地域商店街活性化法に基づく事業計画を作成した商店街）において事業を営む者」を貸付対象に追加（特別利率③）。</p> <p>▼「地域活性化・雇用促進資金の拡充」 ⇒ 「国又は地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組む者で、国又は地方公共団体が認めた事業を営む者」を貸付対象に追加（特別利率①）。</p>
<p>海外展開をする中小企業者を支援する融資</p>	<p>▼「海外展開資金の拡充」 ⇒ 貸付限度額の拡充及び特別利率②の適用要件を追加。</p>

## 【国際協力銀行業務】

<p>重要資源の海外における開発及び取得の促進</p>	<p>▼資源・エネルギーの安定確保・開発促進への取組み ⇒ 政府の方針を踏まえ、高リスク、長期・巨額といった資源プロジェクトの特性、資源の安定供給確保の必要性、資源国との重層的な関係強化の重要性等を認識の上、我が国企業の資源開発・権益確保、我が国への安定供給に資する長期供給契約の確保及び地域大での資源需給安定化への取組みを一層強化。</p>
<p>我が国産業の国際競争力の維持・向上の支援</p>	<p>▼我が国企業の海外投資や省エネビジネスの海外展開、事業環境整備を支援 ⇒ 特に、低炭素・環境共生型社会の実現に向けた民間投資の更なる動員の必要性を踏まえ、「環境投資支援イニシアティブ」等を通じて、新エネ・省エネビジネスへの投資促進への支援を強化。また、我が国がアジアとともに発展する新たな持続的成長プロセスへの転換のために、「JBIC アジア・環境ファシリティ」等を活用の上、アジア経済の成長力強化に資する広域インフラ整備、電力・交通・水関連事業等に関連する産業の国際展開促進等の取組みを強化するとともに、「JBIC アフリカ投資ファシリティ」等を活用し、アフリカにおける我が国企業の事業展開支援を強化。</p>
<p>国際金融秩序安定への貢献</p>	<p>▼世界的な金融不安・我が国企業の事業環境を踏まえた対応 ⇒ アジアを中心とした途上国の金融機関に対する貿易金融の支援、環境投資支援イニシアティブ、途上国銀行資本増強ファンド、第12回 ASEAN+3 財務大臣会合にて打ち出された「Credit Guarantee and Investment Mechanism」を通じた同域内の債券市場育成の支援等、多様な金融ツールを活用した包括的な施策を通じ、国際金融秩序安定への貢献に対する取組みを強化。</p>